

## 第 55 期熊本地方最低賃金審議会 令和 7 年度第 3 回 熊本県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 12 日 (火) 10 時 00 分～12 時 10 分  
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室  
3 出席者

(公益代表委員) 倉田委員、諏佐委員、本田委員

(労働者代表委員) 齊藤委員、西委員、山本委員

(使用者代表委員) 岩永委員、浦田委員、原山委員

**【事務局】** 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

### 4 議 題

- (1) 委員からの追加要望資料の説明について
- (2) 基本的見解の表明
- (3) 金額審議について

### 5 議事要旨

補佐

ただ今から令和 7 年度第 3 回熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 9 名の委員に御出席いただいていますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に本日の資料の確認です。資料 1-1 と 1-2 を用意しておりますのでお手元の資料を御確認ください。不足がある方は後ほどでも結構ですのでお申し付けください。

続いて公開についてです。一般の方から 2 名の傍聴申込と、報道機関 6 社から傍聴及び取材の申込があつておりますので報告します。

それでは、以後の議事につきましては、倉田部会長に進行をお願いしたいと存じます。部会長よろしくお願ひいたします。

部会長

皆さん、おはようございます。

大雨の被害につきまして気掛かりなところですが、まず、本日予定されていた専門部会がこのようなかたちで開催されてほっとしております。

本日は基本的見解の表明というのが予定されておりまして、熊本県としての賃金の審議が本格的にスタートすることになります。国から目安なども参考にしながら、熊本県として相応しい賃金が如何にあるべきかというのを、皆様の御協力のもとに真摯に議論していきたいと思いますので、本日からどうぞよろしくお願ひいたします。

補佐

申し訳ございませんが、カメラはここまでとさせていただきます。

部会長

それではまず、1番目の議題「委員からの追加要望資料の説明について」です。第2回の専門部会で使用者代表委員から、事務局に対し資料の要望がありましたので、これについて事務局から御回答があるそうなので、説明をお願いします。

室長

お手元の資料1－1を、熊本市の消費者物価指数の対前年同月比の推移ということで出しております。食料品は前回のところで平均値で8.1というふうに発表させていただいたと思いますけれども、その内訳を下に記載しております。こちらはいずれも、総務省のe-Statから消費者物価指数の長期時系列データと都市階級・地方・都道府県庁所在地別中分類指数でしておりますので御参照ください。

続きまして資料1－2ですが、エンゲル係数の推移ということで、全国総世帯、全国勤労者世帯、熊本市総世帯、熊本市勤労者世帯というかたちで出しております。

おおむね、全国と熊本市どちらも右肩上がりという傾向がみられます。出所は総務省の家計調査の家計収支編の第2表、都市階級・地方・都道府県庁所在地別、1世帯当たり1ヶ月の収入と支出から算出しております。

以上になります。

部会長

ありがとうございます。

資料提供を依頼された委員の皆様、提供された資料の内容はよろしいですか。

(特段なし)

はい、ありがとうございます。事務局はありがとうございました。

それでは、次の議題に移ってまいりたいと思います。議題2「基本的見解の表明」でございます。

それでは、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに基本的見解の表明をお願いしたいと思います。表明いただく順番は、昨年度は使用者側からでしたので、本年度は労働者側からお願いできればと思います。

(労働者代表委員より提出された資料を配付)

齊藤委員

おはようございます。それでは労働者側の基本的見解ということで発表させていただきます。まず、お手元に「基本的見解」という冊子と、「2024 連合リビングウェイジ報告書」という2つの冊子がございますでしょうか。はい、では、入っていきたいと思います。

まず「2024 連合リビングウェイジ報告書」というのは、昨年もお配りさせていただきました。これは、連合として、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に試算した資料になります。数字の方は 14 ページに、全国のリビングウェイジということで載せております。熊本が 1,130 円、自動車保有の場合が 1,450 円ということで試算をさせていただきます。こちらの方がですね、労働者側としまして、これから審議に入っていく大切な指標というかたちになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは基本的見解を発表させていただきます。まず、最低賃金の目的と役割ということで、これは皆さん御存じだと思いますので目を通しておいていただければと思います。次に最低賃金の決定の三要素についてということで、現在の熊本の状況というのが、最低賃金の全国加重平均が 1,055 円ということで、熊本県は昨年 898 円から 952 円ということで、プラス 54 円、引上げ率が 6.01% ということになりました。全国的に見て C ランクがかなり上がってきたというかたちになっております。ただ、熊本県は、全国加重平均を下回る水準ですけれども、過去数年で引上げ幅は拡大傾向というかたちの結果になっております。

それで、地域における労働者の生計費としては、先ほどお伝えしました連合のリビングウェイジでは、最低限の生活を保持する目的として 1,130 円と試算しております。またですね、T SMC の進出で菊陽町や大津町で、土地の価格や住宅価格が急上昇している状況です。次に、地域における労働者の賃金ということで、2025 賃上げは 3 年連続で 1 万円を突破しております。また熊本県内労働者での数字にはなりますが、組合員数 300 人未満、中小組合というようなかたちで呼びますけれども、2 年連続で 1 万円台、5.18% ということで記憶をしているところです。有期、短時間、契約等労働者の賃上げは 66.98 円、5.81% ということで、こちらも昨年に比べて約 4 円増というかたちで賃上げがなされています。次に熊本市のハローワークの状況で、今までの専門部会でも資料が出ておりますが、5 月時点の数字で 1,127 円から 1,267 円ということで、ハローワークの募集賃金も出ているということで、最低賃金の 952 円に対して大きく上回っている状況になっております。

組合に所属していない、春闘の恩恵を受けることができない未組織労働者、特に低所得者層は最低賃金が上がらないと賃金は上がらないという状況を招いているかと思っております。

通常の事業の賃金支払能力ということで、熊本県内の経済状況として「物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」ということで、財務省九州財務局の報告で出ています。

4 ページになりますけれども、連合の「2025 年度最低賃金取り組み方針」ということで出しております。基本的な考え方を 3 つ、それから 2025 年度の目標として 3 つ出しております。全都道府県で 1,000 円以上という目標ということと、2 つ目に中期的に達成すべき目標への到達に向けた引上げをはかるところで、外部労働市場における求人募集賃金や高卒初任給との均衡、連合リビングウェイジ、相対的貧困ライン水準ということで上記を重視し、あるべき水準への達成を目指すという目標です。3 つ目に地域間の額差を金額の底上げによって縮小する、ということで黄色いマークにしておりますが、C ランクの底上げということで同一ランク内での額差縮小ということで、地域間格差を決めていきたいという思いで、今年取り組みを発表させていただいております。

次に、金額の審議に当たってということになりますが、1つ目に最低賃金近傍で働く者の暮らしを守る、2つ目が日本社会のステージを転換し未来をつくる、3つ目に労働の対価として相応しいナショナルミニマム水準へと、4つ目が地域間格差のは是正、5つ目に中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備、6つ目に労働市場の改善傾向を踏まえた審議ということで、6つを柱として今回の審議に当たっていきたいと思っております。

特にお伝えしたいのが、3つ目の労働の対価として相応しいナショナルミニマム水準へということで、地域別最低賃金で最高が東京都 1,163 円、1,920 時間ということで、こちらの時給で働いても年収 223 万円程度という金額になります。こちらはワーキングプアと言われる 200 万ぐらいの水準を少し出るぐらいというかたちで、生存権を確保した上で労働の対価として相応しいナショナルミニマム水準へ引上げるべきであるという思いです。

今ですね、ワーキングプアという 200 万円水準で生活ができるかというと、かなり厳しいという思いです。私どもとしては、先ほどもお伝えをしました、何度も言いますがけれども連合リビングウェイジを念頭に審議をしていきたいという思いになります。

6ページになりますが、地域間格差のは是正というかたちになりますが、九州ブロックでの地域間格差は、熊本県と福岡県、福岡県はBランクですが 40 円の差が現在あるという状態と、熊本県と佐賀県、佐賀は同じCランクになりますが、こちらが 4 円の差というかたちになっております。24年度はABCランクとも同額の目安額 50 円だったんですけども、こちらではですね日本全体の地域間格差は縮まることはなく、依然として地方から都市部へ労働者を流出させ、歯止めにはならなかったという状態です。結果、中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となっているという思いになっております。中小・零細企業が賃上げしやすい環境の整備ということで、最低賃金の引上げには通常の事業の賃金支払い能力を高めることが重要だという思いになります。

労働市場の改善傾向を踏まえた審議ということで、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないというところで、むしろ人材不足が顕著な中小企業・零細事業所において人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務ということで、前記の 5 になりますが、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備が必要であるというような思いであります。

私どもの思い、今後の方向性の提言としては、段階的な全国平均への接近ということで、毎年の引上げを継続し格差を縮小したい。価格転換の徹底支援、中小企業が賃上げできる構造を強化、産業別賃金改善ということで、特に低水準への重点施策と若者定着先と連動ということで、賃金改善と生活支援を組み合わせた人口流出防止が必要ではないかという思いになります。

7ページ以降は、各資料を付けさせていただいております。それから、24 ページになりますけれども、今年の 2 月 4 日に令和 6 年度労使懇談会セミナーということで、連合熊本と熊本県経営者協会でセミナーを開催させていただいております。こちらで、労働者側の立場の思いと、経営者側の思いですね、経営側の基本スタンスということで聞いております。経営側の基本スタンスということで「賃金・待遇改善の大原則の徹底」と「人への投資を加速する未来協創型労使関係の確立」ということで、一緒にセミナーというかたちで勉強会を開催させていただけております。

25 ページは、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画ということで、その中の賃金に関する事項をまとめたものになります。

まとめとして書いてありますが、I. 成長と分配の実現ということで、賃上げと投資の好循環で実質賃金プラス1%を目指す、II. 中小企業の賃上げ、価格転嫁ルール、生産性向上支援、人への投資で中小企業も賃上げできるような環境を作ることとなっております。最低賃金の引上げに対しては目標として2020年代中に全国加重平均で最低賃金1,500円を目指す。これは2029年度までの実質賃金プラス1%上昇ノルムの実現において重要な柱というかたちで目標が上げてあります。26 ページ以降は、今回の連合として2025年の中期生活のポイントとか、賃上げの結果を載せております。熊本の状況としましては、先ほども少し触れましたけれども、熊本県内の定昇相当分を含む賃上げ額は13,515円、4.93%と3年連続で1万円を突破。また300人未満、中小組合では12,380円 5.18%、中小組合の統計を取り出した2014年以降で初めて5%を超える賃上げを獲得というかたちで、徐々に中小企業も伸びてきているという結果になっております。

最後29ページになりますけども、最低生計費（地域における労働者の生計費）連合の考える最低生計費との比較ということで、2024都道府県別リビングウェイジと2024地域別最低賃金との比較ということで載せております。

最後に、まとめとしまして、現在の熊本県最低賃金は952円ということですけれども、今後も審議の中で、Cランクの底上げというかたちで連合の方針に沿って大幅な引上げを目指していきたいという思いです。生活水準や若年層の流出問題を考えると、まだというかたちになりますので、賃上げできる環境整備と生活可能賃金への到達が重要な課題と思っております。私どもとしては、連合リビングウェイジを基本として今後の審議に当たりたいと思います。

以上になります。

部会長

ありがとうございました。

それでは続きまして、使用者側から基本的見解をお願いいたします。

岩永委員

資料をお配りしますけれども、昨年に引き続きまして私ども使用者側の組織ごとの考えがございますので、それぞれ発表させていただきたいと思います。

部会長

皆様、お手元に3部配布されたでしょうか。それではお願ひします。

岩永委員

まず、経営者協会の岩永、次に商工会議所連合会の原山、そして商工会連合会の浦田の順番で発表させていただきます。

ではまず、私、岩永から発表させていただきます。

書面に書いてあるとおりでございますが、一応読み上げさせていただきます。

アメリカとの、いわゆる「トランプ関税」交渉は、アメリカへの輸出品に関して、とりあえず落ち着いたというところでございますけれども、この先どのように進むの

か五里霧中であるというふうに考えております。日本の基幹産業である大手自動車メーカーはこぞって今期の利益予測を大幅に下方修正せざるを得なくなり、裾野に広がる多くの関連産業もまた、今後この影響を被る事が十分予想できます。また、それ以外でも、昨年来から続くエネルギー費や食品・建築資材費等の原材料費、そして人件費の高騰、価格転嫁の難しさなど、各企業にとってはひと時も気の休まる暇がない状況でございます。

日銀熊本支店が発表しました6月の熊本県内企業短観は、景況感を示す業況判断指数（D I）が全産業ではプラス 20 で昨年同時期よりも下がってはいるものの、全国の中でも高い水準にあり、アメリカの高関税政策の影響はごく一部にとどまのではないかというふうな報告がだされておりましたが、一方で、九州財務局による4月から6月の法人企業景気予測調査では、熊本県内の景況判断指数（B S I）は全産業でマイナス 5.6 と、昨年の1月から3月期以来、マイナスに転じたと報告が出されております。また、門司税関が発表しました6月の九州経済圏の貿易概況によりますと、対アメリカの輸出額は、黒字は確保したものの、前年同月で 50.4% のマイナスとなり、5月より更に悪化しているということになっております。なかでも、自動車は前年から 77% 落ち込んだとの事で、少しずつ関税の影響が具現化してきているようで、上半期での対米輸出額も前年比 20.6% のマイナスとなっているということでございます。さらに、東京商エリサーチによると、今年上半期の全国の倒産件数は、前年同期で 1.2% 増え、4,990 件の高水準で、このままいけば、今年も昨年に続き、年間で 10,000 件を超える事が予測できるとなっております。なかでも、退職・求人難・人件費高騰といった人手不足が原因の倒産が増えてきているようです。熊本県内におきましては上半期の倒産件数は前年から 7 件減って 31 件だったということですが、先の見通しがつかず、廃業・解散を選択する事業者も増えているというふうに聞いております。

先月 7 月 17 日の地元新聞に、作家の吉本ばななさんが以前、中小・零細企業や個人商店を「日本の毛細血管」と表現し、その存在が日本の経済を支え、地方の街を支えてきていたが、それらが徐々に消え去り「街の心臓が止まろうとしている」と憂えている、という記事を見かけました。力強く血液を巡らせる大動脈、つまり大企業と同様に、毛細血管である中小・零細企業も、不必要であるはずはございません。企業側としても、設備投資をおこない、できるだけ労働生産性を高めるための取組みをおこない、また、B to C、B to B での価格転嫁にも取り組んできていますが、なかなか労務費までの転嫁は難しいのが現状であります。昨年 2024 年度は名目賃金が 3.0% 増と大きく伸びましたが、消費者物価指数が 3.5% の上昇となり、実質賃金は通年で 0.5% のマイナスだったそうです。今年の春闘におきまして、連合熊本さんが出されました最終集計によれば平均で 4.93% の引上げ、中小組合におきましては 5.18% の引上げが実現したとされております。組合がある企業はある程度の規模の企業でありますようが、それでも、物価上昇等も考慮しながら、真摯な労使の話し合いの中で、頑張って出した妥結額を大いに評価いたします。しかし一方で、厚生労働省が発表した直近 6 月の毎月勤労統計調査によりますと、名目賃金は賞与支給を含め前年同月比 2.5% 増となり、42 ヶ月連続のプラスでございましたけれども、消費者物価指数が 3.8% 上昇して、実質賃金としましては前年同月から 1.3% 減と、6 ヶ月連続でマイナスとなり、急激かつ継続する物価上昇に賃金の引上げが追い付かない状況が続いており、まさに「いたちごっこ」状態と言え、急速な賃上げもかすむほど物価が高騰し続けているということでございます。

しかし、例年我々が主張しているとおり、赤字企業であっても罰則が科せられる最低賃金は意味合いが異なります。政府によります中小企業向けの様々な対策の効果が、まだはっきりとしない中での急激な引上げに対しまして、賃上げ原資を確保できないと訴える事業者の声もしっかりと伝えていく必要がございます。安定が見通せない物価高騰で、最低賃金付近の給与で働く労働者の生活苦と同様に、原材料費・人件費の高騰によりギリギリの状態で操業する事業主の事もしっかりと見るべきであります。ここ数年急激に上昇しました最低賃金額で、以前はせいぜい 10%台でありました影響率も、昨年は一気に 20%台へ突入し、今年の改定次第では影響を受ける事業者はさらに増える事になります。また、熊本県信用保証協会が出されました資料によりますと、2024 年度の代位弁済額、つまり、返済出来なくなった融資を同協会が肩代わりする事ですが、これが原材料価格・人件費の高騰に金利上昇も加わり、前年比 3.5% 増となり 41 億円を超え、2016 年以降最大になったということで、賃上げ出来る事業者と出来ない事業者で二極化が進んでいる、との見解も出されております。

物価高騰による生活苦は我々も実感しているところでございますが、使用者側としては、中央最低賃金審議会が出した 64 円という目安額の根拠・理由をしっかりと吟味し、最低賃金が労働者の生活を守るセーフティーネットである事も十分理解した上で、性急な引上げを求める政府目標に決しておもねる事なく、全ての企業が持続可能な引上げを達成できるよう、各種データを参考としながら、あくまでも法に基づいた審議を尽くして、納得感のある着地点を導き出せるよう臨みたいと思っております。

以上でございます。

#### 原山委員

続きまして、商工会議所連合会の原山でございます。

もう一枚の A4 の基本的見解を御参照いただきたいと思います。

本年 4 月 17 日に、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等は、国に対して最低賃金に関する要望を行っております。この考え方も踏まえつつ、当審議会における基本的見解を以下のとおり述べたいと思います。

まず 1 つ目ですが、日本経済を安定的な成長軌道に乗せるためには、全国の企業数の 99.7% (県内の場合は 99.9%) を、従業者数の 69.7% (県内は 92.7%) を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の自発的・持続的な賃上げが不可欠であります。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでおりますが、業績改善を伴わない、いわゆる防衛的賃上げの割合は依然として高く、賃上げ疲れとの声も聞かれます。加えて今般の米国の関税措置の影響も懸念される状況にございます。こうした中で、昨年の熊本県の最低賃金は中央最低賃金審議会が示す目安額 50 円を大きく上回り、過去最高となる 54 円の引き上げとなりました。

また政府が掲げる 2020 年代中に全国加重平均 1,500 円との目標については、県下 9 商工会議所の調査で約 78% 事業者が対応は不可能、または困難と回答しており、仮に 1,500 円に向け年平均 7% 引き上げとなった場合、残業時間、シフトや従業員数の削減、さらには収益悪化による廃業・休業も検討せざるを得ない等の厳しい声が寄せられております。

最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って運用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いる

ことは適切ではないと考えます。法定三要素に基づいた納得感のある審議決定が求められるということでございます。法定三要素のうち生計費、いわゆる物価と賃金の上昇が続く中で、ある程度の引き上げは必要と考えますが、企業の経営実態を踏まえない引上げは、県内各地の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与え、地方創生の実現に支障を与えかねません。特に、中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7割から8割と高いことに加えまして、原材料やエネルギー、人件費などのコスト増加分の価格転嫁が十分に進んでおらず、賃上げ原資が乏しい状況にございます。こうした中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮した上の議論が必要と考えます。

また、昨年の全国の地域別最低賃金では、中央最低賃金審議会が示した目安額を大きく上回る額の改定が相次ぎましたが、他県との額差等を過度に意識した実態を踏まえない引上げは、却って地域経済の低迷を招く可能性が懸念されます。さらに熊本県内の中においても、地域によって経済状況や賃金等に格差があり、特に人口減少や高齢化が進む地域においては、日常生活を支える商業サービス業が成り立っていくような目配りをしなければ、地域の更なる疲弊につながりかねません。法的強制力を持つ最低賃金を議論するに当たっては、こうした県内の地域間格差にも十分配慮する必要があると思います。

例年、地域別最低賃金は10月1日を軸にした時期の発効となっていますが、違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中で、各事業者は2か月間程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業・小規模事業者から負担の声が上がっております。年度途中での賃上げに伴う価格転嫁、契約変更等が容易ではないことに加えまして、労働者が年収の壁により年末に就労調整することにより、人手不足となり事業が円滑に実施できないといった声も届けられております。賃上げ原資及び人材の確保の面からも十分な準備期間を確保し、年初めまたは年度初めの発効とすべきであります。

なお、8月10から11日にかけまして県内各地を襲った記録的大雨によりまして、県内事業者の被害が懸念されます。県内事業者は、熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナと大変厳しい経営を強いられてきておりまして、今回の大雨による被害は更なる打撃となります。被害状況とその影響をしっかりと見極めながら、最低賃金の議論を行う必要があると考えます。

以上です。

浦田委員

では、最後に商工会連合会の浦田です。

私の方からは従前から説明しております、当連合会の県内中小・小規模事務所を対象とした経営の影響調査、別添資料をつけておりますけれども、このデータを紹介しながら考え方を述べたいと思います。

まずは1枚捲っていただきまして、1ページです。調査概要等を示しておりますが、3月末に485名を対象に調査させていただいておりまして、右のグラフのとおり、小規模な事業者が占めております。

次ページから調査結果のポイントでございます。2ページは売上高の状況についてですが、左側の棒グラフが令和6年3月と令和7年3月を比べた時、それと右側の棒グラフがコロナ禍前の平成31年3月と令和7年3月を比べた時です。双方ともブルー

の部分、売り上げが回復しているという回答が6割、5割といった状況です。この状況については、昨年6月末から同様の傾向となっております。一方ですね、右側の円グラフで売上利益の影響について示しておりますけれども、利益は横ばいか減少といった回答が9割近くを占めておりまして、売り上げは戻りつつありますが、経営状況が厳しくなっているということが伺える結果となっております。

3ページに捲ってください。TSMCの進出の影響についてでございます。プラスの影響は1割程度、その内容は4ページの方に示しておりますけれども、台湾関係者などによる消費拡大によるものである、限定的なものとなっているところです。

5ページをお願いいたします。コロナ関連融資の返済の見通しでございます。「不安」「困難」「厳しい」という事業者が3割を占めているということで、ここについても注視が必要な状況でございます。

6ページをお願いいたします。価格転嫁の状況についてでございます。時系列で見ますと全体的には価格転嫁できたという割合が増えてきております。青と緑の囲いの部分を合わせますと77%、8割近くまで増加しておりますが、緑の囲いの部分「価格転嫁はできたが、不十分である」という回答も全体の7割を占めているという状況です。

捲っていただいて、7ページの方では「原材料費」「電気・ガス・燃料代等」「人件費等労務費」の3項目の価格転換の状況についてまとめております。3項目ともに以前と比べれば価格転嫁が進んできましたが、まだまだ十分とはいえないと思っております。

8ページは人手不足の状況です。「実質的に人手不足」との回答が54%となっておりまして、その割合も調査を重ねるごとに増加している状況です。

9ページから賃上げについて聞いております。今年の賃上げ実施状況、予定を聞きましたところ、右の方57%が「賃上げを行った・予定」という結果になっております。昨年同時期の調査で60%でしたので、ほんの少しですが下回りましたけれども、最終的には今後の最低賃金の上昇によって賃上げせざるを得ない事業者はこれよりも増加していくものと考えております。

10ページの方ですが、月額基本給の引上げについてでございます。10%以上、5%以上という所があわせて29%、これを含めた3%以上の賃上げは59%となりました。これらの状況は昨年同時期の調査とほぼ同様の傾向です。一方で「3%未満」「分からぬ」というところも4割強ありますので、事業者あるいは業種によってですけれども、「賃上げした・する」ところにもこういう差が出てきているような状況でございます。

11ページには、月額基本給の引上げ率の昨年との比較について聞いております。これも昨年と同様の傾向になっておりますが、「令和6年の賃上げ率を下回る・賃上げを行わない」という回答も54者、16%となり、その理由については12ページのとおり「利益が確保できていない」「業績の先行きが見通せない」との理由が上位になっているところでございます。

13ページです。最低賃金に対する負担感についてまとめております。約3分の2の事業者が負担を感じているという結果でございました。また、14ページでは政府目標、2020年代での時給1,500円引き上げに対する受け止めについて、ちょうど半数の事業者が不可能だと回答されております。また「あらゆる策を講じれば可能だ」、これには政府からの絶大なる支援策が講じられた場合には可能だと答える方、現実的には非

常に厳しいと思っている方、そういう方も 35%を占めています。これについて特筆すべき点が 16 ページになりますが、やはり 1,500 円になった場合、事業継続が困難と回答された事業者が全体の 2 割に上ったということでございます。

16 ページには、最低賃金改定後の賃金アップについて、過去 3 年間の調査結果をまとめています。「最低賃金を下回る従業員がいたので引き上げた」とされた事業者が令和 4 年改定時は 17%、令和 5 年は 23%、そして昨年は 35% と急激に上昇をしており、相当高い率になっておりまして、最低賃金の大幅な上昇によってこういう状況が生じているということでございます。

以上のとおり、原材料高や人手不足などで疲弊し、賃上げ能力が厳しい事業者が我々のところには相当多く、特に、ここ数年の急激な状況変化によって追い詰められている状況も見られております。委員の皆様も御承知のとおり、中小企業・小規模事業者は地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあります。物価上昇局面の中、従業員の処遇改善が重要なことは十分認識しておりますけれども、事業者の持続的な発展とも両立を図ることが必要でありますので、皆様に御理解の上、適切な結論を導き出せればと思っております。

また、先ほど原山委員から発効日について言及がございましたけれども、この点についても、今年度は審議の中でしっかりと議論していただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

さらに、これも原山委員から最後にありましたとおり、今回の大雨被害の状況、この点は今から調査をしていくところでございますけれども、見えておりません。この状況をしっかりと注視していく必要があると思っておりますので、その点についてもご理解いただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 部会長

労使の皆様、基本的見解の表明をどうもありがとうございました。

それではここで、少し時間を取りまして、それぞれの基本的見解の内容につきまして、御質問等があればお伺いしたいと思いますが、労使それぞれ如何でしょうか。

(西委員 挙手)

では、西委員どうぞ。

#### 西委員

人手不足ということにつきましては、労使でも認識をしておりますが、使用者側の委員の皆さんに質問ですが、人手不足の主な原因はなんだろうというふうにお考えなのか、それにお聞きしたいと思います。

#### 部会長

それぞれにということですね。如何でしょうか。

#### 岩永委員

当然いろいろな要因はあるかと思いますが、その中の 1 つとしましてはやはり、急激な最低賃金の引上げによりまして、なかなか払えない事業者もおられるということ、それで思うように賃金が引上がるらずに労働者がよその会社に移るということを選択される。そういう方もおられるということはあるかと思います。

### 浦田委員

一番の原因是、日本全体が少子高齢化になって、人材が地方にいなくなり、それとともに都会志向、都会の方がやっぱり財政力もあって、経済力もある、給料も高いということで、中央志向が非常に強まっているというような状況だと考えています。昔であれば、それ相応に中央と地方に賃金差があっても、それなりに人がいた、人手もあったというような状況でございますので、やはり一番の原因是、日本が構造的に抱えている少子高齢化だと私は思っています。

### 原山委員

基本的には浦田委員と同じ意見でございます。そういう労働力人口が日本人全体として減ってきてているというのが1つの大きな要因だと思っています。それで、外国人労働者を呼び込むという状況になっているんだと思います。

また、ミスマッチもあるのかなと思います。求職者が就きたい職と、求人を出している方の職種などのアンバランスなところもあって、全体として人手不足感に繋がっていると、こういうふうに思います。以上です。

### 部会長

ありがとうございます他に基本的見解について、皆様からそれぞれ御質問はございますでしょうか。

今の段階ではよろしいですか。それでは、労使それぞれ基本的見解を述べていただきましたので、次に議題3の「金額審議」の方に入ってまいりたいと思います。

前回の専門部会でお願いしておりましたので、労使それぞれ第1回目の金額の御提示をお願いいたします。それでは労働者側の方からお願いしてよろしいでしょうか。

### 山本委員

はい、私の方から金額提示を申し上げます。

労働者側としての今回の金額提示は、連合で作っておりますリビングウェイジに基づきまして、1,130円を提示させていただきたいと思います。これは現在の952円からすると、178円のプラスになり、率では18.7%です。結構大きな数字にはなるのかと思っていますが、フルタイムで勤めたとしても217万円程度という水準でございます。

1,130円の主な理由について2点ほど申し上げたいと思います。

1つは、私たちの基本的な考え方は、先ほど申し上げました基本的見解の1ページ目にありますように、1つは労働基準法第1条にありますように「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない。」という考え方、それから最低賃金法第1条にございますように「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」、こういうものの考え方に基づいたものでございます。昨年よりどれだけ上がったか、下がったか、ということ以上に、今ある状態をどのように見て、労働者としていくらあれば、先ほど

申し上げました考え方の生活ができるいくのか、こういう考え方によるものでございます。

2つ目の 1,130 円の根拠を申し上げますと、リビングウェイジの冊子の4ページ目の四角囲みにあります、「基本的な世帯構成と生活設定」ということで、単身世帯：単身成人、賃貸1Kの皆様方にスポットライトを当てた数字ということになってございます。例を申し上げますと6ページ目、これは埼玉のリビングウェイジで、これを熊本県版に置き換えますと 1,130 円ということになります。表の一番左の単身成人、条件として車を持っていません、子供も養っていないという中で申し上げますと、

「1. 食料費」ですと、昼食代は 11,600 円、大体昼食で 500 円の弁当を買うという程度、外食費は 3,830 円ですから、先輩からお酒飲みに誘われても、お金を借りないでお酒飲みにはいけないかもしれません。「5. 被覆・履物費」のクリーニング代、月1回ぐらいは出せますでしょうか。それから「10. その他」の社会的交際費ということで、例えば、お葬式とかで香典を包んだらもう終わりですね。というぐらいのレベル感で設計をしてあります。その他に家具や電化製品等の内訳は全部これに書いてございますけれども、そういう状況で1年間仕事しながら過ごして、熊本の場合では 1,130 円ぐらいはなければ、というのが今回の主張になってございます。

使用者側の皆さん方からそれぞれ見解を述べていただきました。それぞれ、なるほどと納得できる部分ばかりで否定するところは現時点ではございません。原山委員からも出されましたとおり、3つ目の丸に書いてあるとおり「最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして赤字企業も含め強制力を持って運用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではない。」、全くそのとおりだと思ってございます。ですが、私たちが論議をしていますのは、企業ごとの賃上げ交渉をやっているつもりではございません。労働者の生活をどうやって見ていくのかということで、生計費を中心に 1,130 円を考えてきたところです。

以上です。

部会長

ありがとうございます。再度確認いたしますと、労働者側の1回目の提示といたしましては、基本的にはリビングウェイジに示された考え方、これに基づきまして 1,130 円、現行額プラス 178 円の金額、率では 18.7% ということでおろしいでしょうか。

それでは、引き続き使用者側に金額提示をお願いいたします。

岩永委員

使用者側からの金額提示につきましてですが、先週金曜日までに我々3人集まりまして、どういう金額提示が適切かいろいろ打合せをして、ある程度の金額は出していますが、先ほど、浦田委員、原山委員からお話をありましたとおり、今回の水害の被害がどの程度の被害状況なのかまだはっきり分からぬ状況です。各会員さん、事業所等、結構被害を受けていらっしゃるところもあるようでございますので、これから色々調べて、そう長い時間はかかることはないと思いますが、そういうこともありますて1回目の金額提示はパスさせていただきたいと思います。今日は申し訳ございません。

金額日程が押し迫っているのも十分理解しておりますが、我々としましても、もう少し各事業者さんの状況も調べさせていただければなと思います。それで我々が金曜日までに出した金額が妥当なのかどうか、確認させていただき、判断させていただきたいなというふうに思っております。

#### 部会長

ありがとうございます。今後の審議の予定もありますので、少し確認をさせていただきたいのですが、これからお盆等にも入ってしまいますので、集計と言ってもなかなか情報収集は難しいところもあるのかと思うんですが、見込みとしてはどのような予定でいらっしゃいますか。

#### 原山委員

各商工団体、今日から調査に入っておりまして、定期的に県にも報告するようになっています。調べれば情報は増えていますが、いつまでというのではなく、数日すればある程度の全体像は、まあ見えてくるかなと思います。

#### 部会長

非常に状況が見通せないので難しいというのは理解ができますが、やはり、その後の補助金とか、被害の救済策等もその後さらに出る可能性もありますし、今の段階で、仮に被害状況が分かったからといって、そのことが直ちに、トータルで考えた時に、最低賃金の審議にダイレクトに反映できるかというと、この短い期間では難しいのではないかというふうに考えることもできます。そういう観点からいたしますと、使用者側の御心配の気持ちは理解はできますが、そのことと今回の最低賃金の審議ということについて、直接的に反映させて議論するのは難しいのではないかということもあります。

準備されている金額を、被害状況が分かれば出せるのであれば、今出してもいいのではないかというところもありますが、やはり難しいですか。

#### 原山委員

やっぱり被害があったところは、これから設備を更新しなきゃいけないとか、一旦休業しないといけない、恐らくそういう所も出てくるんだろうと思います。そういう場合、最低賃金というのはやっぱり経営上、非常に大きな意味を持つところがありますので、昨日災害が起きたばかりで、まだ何も被害状況がわからないという状況の中で、今金額を示すというのはちょっと難しいなと思います。

#### 部会長

はい、分かりました。

いずれにいたしましても審議の進行もございますので、その辺りも御検討いただきつつ、見通しが立ち次第よろしくお願いできればと思います。

それではですね、労働者側には本当に申し訳ございませんが、今回、使用者側が第1回目の提示ができないということでございましたが、今の点を含め、双方何か御質問とか御意見がございましたら、お伺いしておきたいと思います。

(山本委員 挙手)

はい、山本委員どうぞ。

山本委員

それが今日の段階でのお答えでしょうから、直接お話することは今日は避けたいと思いますけど、できれば公労、公使会議で、少しお気持ちだけお伝えをさせていただく場面がいただければ、短時間で結構です。

部会長

承知いたしました。それでは、この点を含めまして、個別確認の場でお話をさせていただければと思います。他にいかがでしょうか。

(特段なし)

よろしいですか。はい、それでは今回の第1回目の金額提示につきましては、労働者側からのみということで、ここで、この場については終わりたいと思います。

それでは、山本委員からも御要望がありましたので、これから個別確認を少しさせていただければと思います。まずは使用者側と最初に個別でお話をさせていただきたいと思います。それではここから専門部会運営規定の第7条1項ただし書きに基づきまして、審議の方を非公開とさせていただきたいと思いますので、傍聴の皆様には大変恐れ入りますが、御退席お願ひいたします。個別確認が終了いたしましたら、再度全体の審議に戻ります際には事務局が呼びにお伺いをしたいと思います。

それでは事務局御案内をお願いします。

(傍聴人 退室)

室長

それでは、労働者代表委員の控え室に9階の小会議室を用意しておりますので御案内いたします。

(個別意思確認開始)

(個別意思確認終了)

(傍聴人 入室)

部会長

それでは皆様にお戻りいただきましたので、全体での審議を再開させていただけます。

本日はですね、双方それぞれから基本的見解を表明していただいた上で、労働者側からのみ第1回の金額提示、1,130円という数字をいただいたところです。使用者側としましては、現在の水害の状況を見た上で、次回以降に金額の御提示をいただけるということで、本日はこれ以上の審議が難しいと思いますので、ここまでとしたいと思いますが、本日の審議全体を通じまして、労使それぞれの委員の皆様から、もし御意見等ございましたら、お伺いをしておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(山本委員 挙手)

はい、山本委員どうぞ。

### 山本委員

まず、今日は第1回目の金額提示がなかったということなんですけれども、一昨日から昨日にかけての水害が発生しております。そういうことから使用者の皆さん方は、少し周りの状況を見たいということでございますので、しっかり受け止めさせていただいて、次回以降の審議の中でというふうに思ってございます。それが1点。

先ほど労働者側で打ち合わせをした時に、ちょっと内部で叱られまして、先ほど、使用者側の皆さんがそれぞれ基本的見解を示していただきました。私の方からは、それをお立場からのお気持ち、見解としてしっかり受け止めさせていただきます。こういう話をしたところですが、「受け止めちゃいかんだろう。」と、こういうお叱りを内部でいただいております。確かに、具体的には今後、金額審議をする中で1つ1つ中身は論議をしたいと思いますし、マスコミの皆さん方とか傍聴の方もいらっしゃいますので、この1つ1つを全部申し上げるのは憚れましたので、そのような表現をさせていただきましたけれども、例えば、影響率も年々高くなっている、最低賃金を引上げることで現実的に賃金水準を引上げなければならない方々が増えていく。そのようなデータでもお示しをいただきました。そのことが大変負担になっていくということなのかもしれませんけれども、私ども労働者側からすれば、個社別の賃金交渉をやっているわけではなくて、労働組合もないような所、そこで社長から言われた賃金額をやむを得ず飲み込んで日頃生活をしてる人達、そういう人たちがどれだけいるのか、最低賃金が引上がったことによって影響率が高くなってきてるっていうことは、私たち労働者側からすると、最低賃金審議会の役割が一定程度果たせているという考え方には立ちたいと思っています。使用者側の皆さん方は費用の負担が大変、現実問題、客観的にもそうなのかもしれません、私たちは影響率がそれだけ高いということは、それだけ賃金が低い人たちがいっぱいいらっしゃるわけで、その皆さん方の水準をしっかりと引上げることができないと、こういう認識に立ちたいと思います。

それから発効日の話もございましたけれども、そこも実は相いれるところがございませんで、ここはまた個別の論議の詳細の中でやっていきたいと思います。全く無視してるつもりはございません。おっしゃる意味合いは、私たちは理解の上で協議をしたいということです。水害の話もございました。しっかりと私たちも調査してみないといけないと思っていますけれども、基本的には通常の支払い能力に言うことが1つの要素になっています。今回の水害が「通常の支払い能力」にどれだけ影響を与えていくのかというところも見極めないかんでしょうし、水害の対応というところは最低賃金ではないように私たちは受け止めをしています。支払い能力に影響を及ぼすと思いますが、水害と最低賃金は別物として水害対策、企業をしっかりと支える。水害で倒産しないようにしていく、これはこれとしてやっていく必要があると思っています。ですが、それが最低賃金なのか、経営者として費用の一部であることは間違いないんでしょうが、そこも一緒に協議をさせていただきたいと思っています。

先ほど、皆さん方、傍聴者の皆さん方がいらっしゃる中で受け止めますと言いました。中身まで全部ということではなく、1つ1つ今後の金額協議の中で、中身についてはお互い主張させていただいて、しっかりと着地点を見出していきたいと思います。

すみません、長くなりましたが以上です。

部会長

山本委員ありがとうございます。受け止めるという言葉の実質的な意味について御説明をいたいたところでございます。

使用者側の方は何か追加で御意見等ございますか。

岩永委員

山本委員ありがとうございます。いろいろ御理解のある言葉というふうに、私は受け止めさせていただきました。

ここ数年、毎年我々としましても言っていることなのですが、最低賃金を引上げることに対しては、全く異論はございません。問題は引上げ幅で、これを毎年我々としては申しているわけとして、使用者側からの考え方、労働者側からの生計費の話とか、これでいろいろ打ち合わせをさせていただいております。今回は水害の件で残念ながら1回目の金額提示は出しきれませんでしたけれども、今後しっかりと出していきたいと思いますし、我々としては最低賃金が急激に上がって、事業者が払いきれなくなつて倒産したことになるんじやなくて、企業が毎年、持続的にいくらかずつでもしっかりと賃上げしていくような、そういう体制に早くなつてもらわないと我々も困るし、事業者としてもちゃんと稼いで給料ももらえるようになってもらわないと困ると、こういうところで毎年議論に臨んでおりますので、その辺は御理解いただければと思っております。以上です。

部会長

ありがとうございます。お互いの立場とか、見解をそれぞれ共通理解に立った上で、法定三要素に基づいたきちんとした議論を今後続けていきたいと思います。

それでは本日につきましては、ここで終わりにさせていただこうと思います。

次回の日程につきましては改めて事務局から御案内させていただくということですので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

本日も審議に御協力くださいましてどうもありがとうございました。